

北海道地区大学図書館職員研究集会要項

昭和59年8月21日制定

昭和62年9月25日改正

(趣旨)

1. 北海道地区大学図書館協議会(以下「協議会」という。)規約第4条に基づく事業として、北海道地区大学図書館職員研究集会(以下「研究集会」という。)を毎年1回開催することとし、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

2. 研究集会は、北海道地区大学図書館職員の資質を高め、図書館業務の円滑化並びに運営の向上に資することを目的とする。

(企画委員会)

3. 研究集会を企画運営するための機関として、企画委員会を設置する。

(任務)

4. 企画委員会の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 研究集会プログラム(以下「プログラム」という。)の企画立案に関すること。
 - (2) 研究集会当日の進行に関すること。
 - (3) 研究集会の記録誌のまとめ及び発行に関すること。
 - (4) 常任幹事館及び研究集会の当番館との、連絡調整に関すること。

(組織)

5. 企画委員会は、札幌及び札幌近郊に所在する協議会加盟館から推薦された、各館1名の委員をもって組織する。

(任期)

6. 委員の任期は、選出決定のときから研究集会の記録誌を完成するまでの間とする。

(委員長)

7. 企画委員会に、委員長を次のとおり置く。
 - (1) 委員長は、委員の互選により選出する。
 - (2) 委員長は、委員会の議長となる。
 - (3) 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

8. 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を企画委員会に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(当番館)

9. 研究集会の当番館は、札幌及び札幌近郊に所在する協議会加盟館とし、協議会の総会において決定する。当番館は、第4に掲げる企画委員会の任務以外の研究集会の開催運営に関することを行う。

(プログラムの決定)

10. プログラムは、企画委員会からの報告に基づき、幹事館会議で決定する。

(参加対象者)

11. 研究集会の参加対象者は、次のとおりとする。

(1) 協議会加盟館の職員で、当該図書館から推薦された者

(2) その他協議会が特に認めた、専門図書館等の職員で、当該機関から推薦された者

(経費)

12. 研究集会の経費は、次のとおりとする。

(1) 参加料は無料とする。ただし、前項第2号に定める機関の参加者にあつては、資料等の必要経費を徴収する。

(2) 参加者の旅費は、参加者の所属する各図書館の負担とする。

(3) 謝金等を要する講師の費用は、協議会の負担とする。

(4) その他研究集会に要する費用は、協議会の負担とする。

(雑則)

13. この要項に定めるもののほか、必要な事項がある場合は、協議会の総会において決定する。

(附 則)

この要項は、昭和62年9月25日から施行する。